

6. 日米地位協定の抜本的な改定について

九州部会提出

説明担当 宜野湾市

国土面積のわずか0.6%に過ぎない沖縄県には、全国の在日米軍専用施設面積の約74%を占める33の米軍施設が過度に集中し、沖縄県民は過重な基地負担を強いられている。

そのような中で、昨年8月に、米軍施設のキャンプハンセン内で発生したHH-60救難ヘリコプターの墜落炎上事故において墜落現場への立入調査ができず、6月には、沖縄市サッカー場の人工芝敷設工事現場において、地中から発見されたドラム缶の付着物及び周辺土壌からダイオキシン類等が検出され、県民に大きな衝撃と不安を与えるとともに、軍用地返還時の環境調査の重要性が浮き彫りになった。

また、繰り返し起こる米兵等による女性暴行致傷事件や住居不法侵入事件、オスプレイや米軍機による市街地での騒音被害など、基地から派生する諸問題について、戦後69年を経過した今日においても、なお根本的な解決の糸口が見出せず、住民は常に恐怖と危険にさらされており、その不安は未だ払拭されていないのが実情である。

米軍基地から派生する事件・事故等が頻繁に繰り返される度に、日米地位協定の運用改善での対応では限界があり、もはや日米地位協定の抜本的な改定無くしては、米軍基地を起因とする諸問題の解決は到底望めないものである。

よって、国においては、国民の生命・財産及び人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に改定するよう強く要望する。